

令和3年度

三川町住宅用太陽光発電システム設置補助金

三川町では、太陽光発電の導入を促進し、地球温暖化防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システム設置補助金を交付します。

この補助金は、本町の住宅取得支援事業補助金、移住定住促進事業補助金、住宅リフォーム支援事業補助金、木造住宅耐震改修費補助金を受けられる方も申込みできます。

●対象者

次のいずれにも該当する方が対象者となります。

1. 自ら居住する、または居住する予定の町内の住宅に太陽光発電システムを新規に設置する個人
2. 電力会社と太陽光発電余剰電力受給契約を締結する方
3. 交付対象者及びその者と同一世帯に属する者全員が、直近の市区町村が課税した地方税に滞納がないこと。
4. 工事着手前に申請し、交付決定日以降に工事着手する方（ただし、住宅用太陽光発電システムが設置された新築の建売住宅を購入する場合は、補助対象になります。）



●対象工事

次のいずれにも該当するものが対象工事となります。

1. 低圧配電線と逆潮流ありで連系し、太陽電池の最大出力の合計が10kW未満のもの
2. 太陽電池が一定の性能を満たすもの（詳細は、別紙1をご覧ください。）
3. 未使用品であるもの（中古品は対象外）
4. 国内にアフターサービスの窓口を有し、かつ、サービス及びメンテナンス体制が用意されたメーカー等の製品であること。

●補助金の額

補助金の額は、発電システムの最大出力に **3万円/kW** を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）で、**12万円（4kW）** が上限です。

●申請書受付期間

申請書の受付期間は、令和3年5月6日から令和4年1月31日とし、三川町役場の開庁時間内に受け付けます。ただし、申請額が予算額に達し次第、終了となります。

●実績報告書の提出期限

実績報告書の提出期限は、令和4年2月10日です。

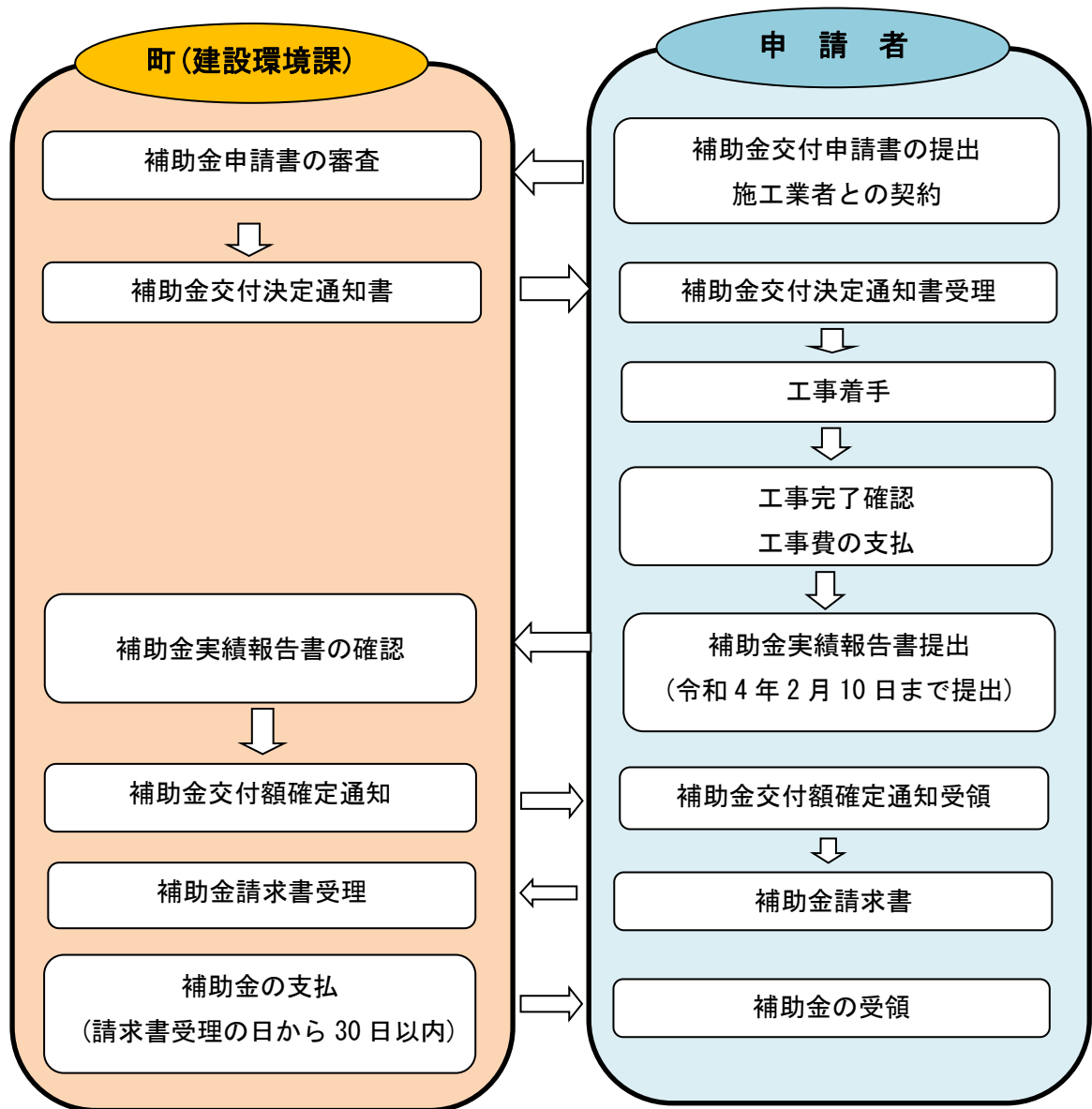
〇問い合わせ先

三川町建設環境課建設係

電話 0235-35-7035

Fax 0235-66-3139

住宅用太陽光発電システム設置補助金の手続きの流れ



○ 住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書

- ・ 添付書類 ①発電システムの見積書の写し
- ②納税証明書（申請者及び同一世帯となる家族全員）
- ③前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

○ 住宅用太陽光発電システム設置補助金実績報告書

- ・ 添付書類 ①工事施工前と工事完了後の写真
- ②電力会社の太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
- ③工事請負契約書の写し ④工事代金領収書の写し
- ⑤住宅付近の見取図 ⑥住民票の写し（世帯全員）

※ 補助金交付申請書提出前に、事前の打ち合わせをお願いいたします。

※ 申請者以外が申請行為をされる際は、必ず委任状を提出してください。

別紙 1

- 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計等で構成されているものであること（必ずしも、単体の要素であることを要しない）。
- 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動及び自動停止）を行うものであること。
- 使用する電池モジュールは、日本工業規格 JISC8918 又は JISC8939 に定められた性能を満たすものであること。